

	提案	提案団体 (関係府省)	令和6年の地方からの提案等に関する対応方針案文
1	住民基本台帳ネットワークシステムの利用対象事務の拡大等 (住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) (管理番号30, 108) ※重点募集テーマ「デジタル化」	豊田市／神戸市 (総務省、法務省、国土交通省／総務省、法務省)	以下に掲げる場合などについては、公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステム（以下この事項において「住基ネット」という。）から本人確認情報の提供を受けることができるものとする。また、既に住基ネットが利用可能な事務については、住基ネットの利用を徹底するよう、関係機関に令和6年度中に通知する。 ・ 道路運送法（昭26法183）に基づき、地方運輸局長が旅客自動車運送事業を休止し、又は廃止しようとする旨を届け出るべき者の調査に関する事務を処理する場合 (関係府省：国土交通省) ・ 河川法（昭39法167）に基づき、河川管理者が河川法違反者等に対して行う監督処分に関する事務を処理する場合 (関係府省：国土交通省) ・ 【P】 以下に掲げる場合などについては、公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとするとともに、情報提供ネットワークシステムを使用して必要な情報の提供を受けることができるものとする。 ・ 土壌汚染対策法（平14法53）に基づき、都道府県知事又は政令で定める市の長（同法施行令10条）が汚染土壌処理業の許可申請等に関する事務を処理する場合 (関係府省：デジタル庁及び環境省) ・ 【P】

	提案	提案団体 (関係府省)	令和6年の地方からの提案等に関する対応方針案文
2	補助金申請システム等に係る利便性及び 検索性の高い機能の整備 (汎用的な補助金申請システム(Jグラン ツ)) (管理番号73) ※重点募集テーマ「デジタル化」	宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、 角田市、多賀城市、富谷市、広島 県、宮城県後期高齢者医療広域連 合 (デジタル庁)	・ 汎用的な補助金申請システム(Jグランツ)については、 地方公共団体を補助対象とする補助金等の掲載を促進 するため、当該補助金等のうち優先的に掲載すべきと 考えられる補助金等の要件を整理し、関係府省に周知 した。 [措置済み(令和6年●月●日)] ・ 地方公共団体等が必要な補助金等を検索することにつ いては、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、 汎用的な補助金申請システム(Jグランツ)において国 の補助金等の網羅的な検索を可能とする環境の整備を 図り、令和7年度中に当該システムの検索機能の向上 に資する補助金等検索ツールの運用を開始する。なお、 検索における網羅性を高めるため、補助金等を所管す る各府省の協力を得ながら当該ツールへの情報集約を 進める。

	提案	提案団体 (関係府省)	令和6年の地方からの提案等に関する対応方針案文
3	戸籍情報連携システムの利用対象 事務及び利用対象者の拡大 (戸籍法、住民基本台帳法) (管理番27, 45, 46) ※重点募集テーマ「デジタル化」	東京都／茅ヶ崎市／茅ヶ崎市、熊本市、指定都市市長会 (総務省、法務省)	都道府県が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求（以下この事項において「公用請求」という。）については、都道府県の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ・ 戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を都道府県がオンラインで公用請求することが開始できるよう、令和8年度中に法制上の措置を講ずる。 ・ 同一市区町村内で完結できる場合に可能となっている広域交付の公用請求（118条から120条の3）の仕組みについて、都道府県が行う事務に関し、特定の市区町村との合意の下で当該仕組みを利用可能となる方策を市区町村の意見を踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 住民票への旧氏の記載の請求（施行令30条の14第1項）等を含む住民基本台帳に関する事務の処理については、請求者及び市区町村の負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・ 同一市区町村内で完結できる場合に可能となっている広域交付の公用請求（戸籍法（昭22法224）118条から120条の3）の仕組みを活用することにより、旧氏に係る請求における戸籍謄本等の添付を不要とするよう、令和7年中に政令を改正する。 ・ 旧氏に係る請求のオンライン化が可能となるよう、令和7年中に省令を改正するとともに、市区町村においてマイナポータルに手続を登録すれば、オンラインで請求を受け付けることができる旨を市区町村に周知する。 ・ 同一市区町村内の公用請求を行う際の事務負担を軽減するための方策について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体 (関係府省)	令和6年の地方からの提案等に関する対応方針案文
4	保育施設の給付費に係る加算の整理・統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等 (子ども・子育て支援法) (管理番号95) ※重点募集テーマ「デジタル化」	神戸市、福島県、大阪府 (こども家庭庁、デジタル庁、 文部科学省)	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)に基づき構築を進める施設管理プラットフォームについては、独自に施設型給付費(27条1項)及び地域型保育給付費(29条1項)(以下この事項において「給付費」という。)の申請に係るシステムを構築した地方公共団体の意見も聴きつつ開発するとともに、給付費の加算認定等に係る事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する機能を搭載した上で、令和7年度末までに試行運用を開始し、令和8年度から全国展開を進める。また、令和9年度までに広域利用に対応した機能を搭載する。
5	犬の登録及び管理方法の見直し等 (狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律) (管理番号10, 114, 115) ※重点募集テーマ「デジタル化」	津山市、川崎市、岡崎市／神戸市／神戸市 (厚生労働省、環境省／デジタル庁、厚生労働省、環境省／環境省)	・犬の所在地が変更された場合における旧所在地から新所在地への犬の登録原簿の送付(狂犬病予防法施行令2条の2第3項又は狂犬病予防法施行規則16条の6第2項)については、市区町村の事務負担を軽減するため、令和6年度に実施する犬の登録原簿の管理方法についての全市区町村における実態調査の結果を踏まえ、犬と猫のマイクロチップ情報登録システムとの連携を含め、オンライン化に向けて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・犬の登録(狂犬病予防法4条1項)に係る手数料については、狂犬病予防法の特例制度(動物の愛護及び管理に関する法律39条の7)に市区町村の参加を促すため、マイクロチップの情報登録又は変更登録(同法39条の5又は39条の6)を行う機会を活用して、市区町村が容易に徴収可能となるよう、必要な措置を令和8年度中に講ずる。 ・犬と猫のマイクロチップ情報登録(動物の愛護及び管理に関する法律39条の5及び39条の6)において収集した個人情報については、利用可能な事務の範囲を可能な限り明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に令和6年度中に通知する。 また、環境大臣が行う情報提供(施行規則21条の11)については、具体的な支障事例を踏まえた上で、その在り方について、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体 (関係府省)	令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針案文
6	景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること (景観法) (管理番号121)	水戸市 (国土交通省)	景観計画の変更に係る都市計画審議会への意見聴取（9条8項において準用する同条2項）については、過去の審議状況を踏まえ支障がないと考えられる場合に、当該意見聴取の方法について、地域の実情に応じた方法で行うことが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。
7	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の交付要件となっている市町村耐震改修促進計画の策定の見直し (建築物の耐震改修の促進に関する法律) (管理番号254)	神戸市 (国土交通省)	市町村耐震改修促進計画（6条1項。以下この事項において「市町村計画」という。）の策定を交付要件としている地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等については、市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村計画に該当し、別途計画を策定せずとも交付対象とすることを明確化し、市町村（特別区を含む。）に通知した。 [措置済み（令和6年10月11日付け国土交通省住宅局市街地建築課長、建築指導課長通知）]

	提案	提案団体 (関係府省)	令和6年の地方からの提案等に関する対応方針案文
8	障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し (児童福祉法) (管理番号192)	鳥取県、滋賀県、大阪府、和歌山県、全国知事会、中国地方知事会、将来世代応援知事同盟 (こども家庭庁)	障害児通所支援（6条の2の2第1項）については、中山間地域等における提供体制の確保に資するよう、以下のとおりとする。 ・指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）及び指定放課後等デイサービス事業所における従たる事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平24厚生労働省令15）8条及び67条）については、地方公共団体や事業者の意見を聴いた上で、設置に係る要件を緩和する方向で検討し、令和7年度中に必要な措置を講ずる。 ・指定障害児通所支援事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数等（21条の5の19第3項）については、中山間地域等における実態把握及び地方公共団体や事業者の意見を踏まえ、その在り方について検討し、令和8年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
9	児童手当の支給に係る所得審査の廃止及び転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し (児童手当法) (管理番号292, 293)	町田市 (こども家庭庁)	【所得審査の廃止】 児童手当の現況確認における所得の確認については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・1月から5月までに認定の請求をした者については、初回の現況確認における所得の確認を不要とし、その旨を市町村に令和6年度中に通知する。 ・所得を確認した結果、受給者よりも配偶者等の所得が多くなっている場合、当該受給者に対し受給者変更に関する書類を送付し、変更の申出がなければ受給者変更をしないことを可能とし、その旨を市町村に令和6年度中に通知する。 【転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し】 転出に伴う児童手当の受給資格喪失日である転出予定年月日の確認方法については、令和7年度末までに予定している地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書を令和6年度中に改定し、児童手当システムにおいて把握できるようにする。

	提案	提案団体 (関係府省)	令和6年の地方からの提案等に関する対応方針案文
10	児童の一時保護施設における職員の数及び夜間の職員体制について定めた基準の経過措置期間の延長 (児童福祉法) (管理番号172)	大阪市、京都府、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、指定都市市長会、関西広域連合 (こども家庭庁)	一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令6内閣府令27）のうち、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制に関する経過措置期間（同令附則3条）については、府令を改正し、一時保護施設の職員の確保につき、創意と工夫を行ってもなお、当該基準を満たすことが著しく困難であるなど一定の要件を満たした場合に、条例で施行の日から起算して最長5年に延長することを可能とした。 [措置済み（一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する府令（令和6年内閣府令第●号））]
11	地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和 (児童福祉法) (管理番号173)	大阪市 (こども家庭庁)	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令61）のうち、連携施設（同令6条1項）については、省令を改正し、令和6年度末までに以下の措置を講ずる。 ・連携施設を確保しないことができる経過措置（同令附則3条）の期間については、令和12年3月31日まで延長する。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援（同令6条1項1号）については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育（同項2号）については、市町村長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とする。

	提案	提案団体 (関係府省)	令和6年の地方からの提案等に関する対応方針案文
12	保育所等における児童の健康診断の検査項目等の見直し (児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) (管理番号137, 209)	城陽市／奈良県、滋賀県、京都市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 (こども家庭庁、文部科学省)	保育所等における健康診断については、0～2歳児の年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する調査研究の結果や乳幼児健康診査との関係等を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
13	民生委員・児童委員の選任要件の見直し (民生委員法) (管理番号R5-133)	特別区長会 (こども家庭庁、厚生労働省)	民生委員・児童委員の選任要件(民生委員法6条1項及び児童福祉法16条)の緩和については、民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会の議論等を踏まえ検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【P】

	提案	提案団体 (関係府省)	令和6年の地方からの提案等に関する対応方針案文
14	中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し (介護保険法) (管理番号195)	鳥取県、山形県、広島県、徳島県 (厚生労働省)	中山間地域等に係る安定的な訪問介護（8条2項）の提供に資するための方策については、以下のとおりとする。 ・ 離島等相当サービス（42条1項3号に掲げる指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である地域等において、被保険者が受けることができる指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスをいう。）については、当該サービスの運用実態や地方公共団体の意向等を調査し、活用の妨げとなり得る要因を分析した上で、中山間地域等における活用を促進する方策を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・ 既存資源等を活用した複合的な在宅サービスについては、調査研究事業における実証的な事業実施等により、その効果や影響の分析などを行い、社会保障審議会の意見を聴いた上で、地域の実情に応じた持続可能なサービスの在り方を検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
15	司書教諭の設置義務の緩和 (学校図書館法) (管理番号199)	八王子市 (文部科学省)	司書教諭（5条）については、業務負担の軽減及び地方公共団体における柔軟な人事配置に資するよう、司書教諭講習修了者の増加を図るため、以下の措置を講ずる。 ・ 司書教諭講習については、オンライン及びオンデマンドを活用し、実施時期について柔軟な対応を検討するよう、大学及び地方公共団体に令和6年度中に通知する。 ・ 司書教諭講習相当科目を大学の教職課程において選択科目として取り入れるよう、大学に令和6年度中に協力要請を行う。 ・ 司書教諭講習修了者が特定の教科の教諭に偏らないよう、多様な教科における学校図書館の活用事例について、地方公共団体に令和6年度中に周知する。

	提案	提案団体 (関係府省)	令和6年の地方からの提案等に関する対応方針案文
16	公立大学法人による出資範囲の拡大 (地方独立行政法人法、産業競争力強化法) (管理番号174, 175, 257)	大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合／大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合／東京都、福島県(総務省、文部科学省、経済産業省／総務省、文部科学省／総務省、文部科学省、経済産業省)	公立大学法人による出資については、以下のとおりとする。 ・ 認定特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者及び教育研究施設管理等事業者への出資については、国立大学法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。 ・ 指定国立大学法人のみに認められている研究成果活用事業者(指定国立大学研究成果活用事業者)への出資については、指定国立大学法人における実績を踏まえ、他の国立大学法人への拡大が検討される際に公立大学法人への拡大を検討する。
17	財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること (地方自治法) (管理番号231)	愛知県 (総務省、農林水産省)	地方公共団体の普通財産である土地の信託(238条の5第2項)については、令和6年度中に、政令を改正して森林の施業・管理を目的とした信託も可能とし、その運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に通知する。

	提案	提案団体 (関係府省)	令和6年の地方からの提案等に関する対応方針案文
18	家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること (家畜伝染病予防法) (管理番号284)	埼玉県 (農林水産省)	家畜以外の動物園等で飼養される鳥類に係る家畜伝染病のまん延防止については、都道府県知事が、当該鳥類の所有者に対して、殺処分を含めた自主的な防疫措置を講じるよう要請をすることが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。 [措置済み（令和6年10月31日付け農林水産省消費・安全局長通知）]
19	最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) (管理番号242)	栃木県 (環境省)	産業廃棄物処理施設の許可の基準（15条の2第1項）のうち、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設についての適正な配慮（同項2号）については、地域の実情に応じて、既存の産業廃棄物処理施設等の過度の集中による影響も勘案して、当該基準への適合性を判断することができる旨を明確化し、都道府県、指定都市及び中核市に令和6年度中に通知する。
20	大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し (大気汚染防止法) (管理番号176)	広島市、新潟県、 広島県 (環境省)	大気の汚染の状況の常時監視（22条1項）に関する事務の処理基準については、長期的な大気汚染の改善状況、人口動態等を踏まえつつ、人口基準及び可住地面積基準を含めた測定局数の算定方法の在り方について抜本的な見直しも視野に入れて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体 (関係府省)	令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針案文
21	建設機械抵当法に基づく建設機械への 打刻制度の見直し (建設機械抵当法) (管理番号181)	岡山県、中国地方知 事会 (国土交通省)	建設機械への記号の打刻（4 条）については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・ 打刻の方法については、令和 6 年度中に省令を改正し、記号を打刻した金属板を剥離できないよう固着させる方法によることも可能とする。 ・ 打刻作業の実施主体については、都道府県職員の立会いの下、申請者又は都道府県の委託を受けた者が打刻作業を行うことも可能であることを明確化し、都道府県に令和 6 年度中に通知する。
22	建築基準法第86条に基づく一団地認定 の区域見直しに係る要件の緩和 (建築基準法) (管理番号258)	東京都 (国土交通省)	【P】

	提案	提案団体 (関係府省)	令和6年の地方からの提案等に関する対応方針案文
23	特定都市河川に係る標識の設置の 基準を都道府県等の条例で定める ことの見直し (特定都市河川浸水被害対策法) (管理番号166)	群馬県、新潟県 (国土交通省)	雨水貯留浸透施設等の標識の設置基準（38条3項、45条1項及び54条1項並びに施行規則27条、33条及び40条）については、地域の実情に応じた条例の制定に資するよう、雨水貯留浸透施設等の標識で示すことが有効と考えられる具体的な事項の例を地方公共団体に令和6年度中に周知する。 （※補足 実態調査の結果、標識の記載事項について地域の実情に応じ裁量を発揮することの意義が認められた一方で、自治体の事務負担の軽減にも配慮し、上記のとおり対応することとしたもの。）